

新リース会計基準との 向き合い方

金子真一税理士事務所
代表 金子 真一

Agenda

第1回 親会社の担当者は大変！

第2回 子会社が求められること

第3回 新リース会計と中小企業

第4回 リース取引に関する日本の会計基準の変遷

第5回 新リース会計基準の簡便的な取扱い

第6回 リース取引に係る税法ルール

第7回 新リース会計における具体イメージ

第2回 子会社が求められること

リース会計、今なぜ変わる！？

グローバル基準

2016年1月
IFRS16号「リース」を公表
国際会計基準審議会
(IASB)

2016年2月
ASC842「リース」を公表
米国財務会計基準審議会
(FASB)

日本基準

2007年3月
企業会計基準委員会(ASBJ)
企業会計基準13号「リース取引
に関する会計基準」を公表



ギャップ
解消

主なギャップ

税法は
この区分が
残ります

- ✓ ファイナンスリース
- ✓ オペレーティングリース
の区分が無くなる

- リース契約を分けて処理
- ✓ リースを構成する部分
 - ✓ リースを構成しない部分

全てのリースに対して原則
現行のファイナンスリース取引と類似の処理
(使用権資産とリース負債をオンバランス)

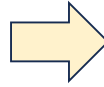
税効果でそれぞれ認識

- ✓ 使用権資産について将来加算一時差異
- ✓ リース債務について将来減算一時差異

土地又は家屋の賃借がオペレーティングリース
になる場合、PL科目は減価償却費となるが、
外形標準課税上賃借料としてカウントが必要

子会社が求められること

連結ベースで監査対象



原則、親会社同様の会計
基準を適用

重要性の基準から省略も可能
も、全体像を把握した上でないと
判断できない

検討対象
の洗出し
と判断

親会社の
監査法人
の承認

ちゃんとやらなかったらどうなる？

会計は法律？

誰が良い、悪いを
判断する？

親会社の
監査法人

種類	企業への影響
無限定適正意見	最も望ましい意見 投資家や取引先の信頼性が高まる
限定付適正意見	限定事項の内容によっては、信用に 影響する可能性あり
不適正意見	信頼性が大きく損なわれ、株価や取 引に影響する可能性が高い
意見不表明	企業の情報開示に重大な問題がある とみなされる

ちゃんとやらなかったらどうなる？



- ✓ これまでは会計＝税が基本であり、その折り合いの中で企業内ルールが構築されてきた
- ✓ 新リース会計では会計≠税となる部分が存在
- ✓ 税は法律のため、従わなければペナルティが発生